# 令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令 （平成二十八年政令第百三十号）

令和三年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則別表第五を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

# 附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日政令第八一号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

##### ３

平成二十九年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日政令第一一七号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

##### ２

平成三十年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

# 附　則（平成三一年三月二九日政令第一二二号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### ２

平成三十一年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年三月三〇日政令第一〇三号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

##### ２

令和二年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

# 附　則（令和三年三月三一日政令第一〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

#### 第五条（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

令和三年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。